

| 現行の条文 | 現代語に訳し、罰金等臨時措置法を適用したもの |
|--|--|
| 爆発物取締罰則別冊ノ通制定ス 右奉 勅旨布告候事 (別冊) | 爆発物取締罰則を別冊の通り制定する。 右は、勅旨を奉じて布告するものである。 (別冊) |
| 第一条 治安ヲ妨ケ又ハ人ノ身体財産ヲ害セントスルノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用シタル者及ヒ人ヲシテ之ヲ使用セシメタル者ハ死刑又ハ無期若クハ七年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス | 第一条 治安を妨げ、又は人の身体若しくは財産を害する目的で爆発物を使用した者及び他人に爆発物を使用させた者は、死刑又は無期若しくは七年以上の懲役又は禁錮に処する。 |
| 第二条 前条ノ目的ヲ以テ爆発物ヲ使用セントスルノ際發覺シタル者ハ無期若クハ五年以上ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス | 第二条 前条の目的で爆発物を使用しようとした際に発覚した者は、無期若しくは五年以上の懲役又は禁錮に処する。 |
| 第三条 第一条ノ目的ヲ以テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス | 第三条 第一条の目的で爆発物若しくはその使用に供する器具を製造し、輸入し、所持し、又は注文した者は、三年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。 |
| 第四条 第一条ノ罪ヲ犯サントシテ脅迫教唆煽動ニ止ル者及ヒ共謀ニ止ル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス | 第四条 第一条の罪を犯す目的で、脅迫し、教唆し、又は煽動したにとどまる者及び共謀したにとどまる者は、三年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。 |
| 第五条 第一条ニ記載シタル犯罪者ノ為メ情ヲ知テ爆発物若クハ其使用ニ供ス可キ器具ヲ製造輸入販売譲与寄藏シ及ヒ其約束ヲ為シタル者ハ三年以上十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス | 第五条 第一条の罪を犯した者のため、情を知って爆発物若しくはその使用に供する器具を製造し、輸入し、販売し、譲与し、又は保管し、及びその約束をした者は、三年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。 |
| 第六条 爆発物ヲ製造輸入所持シ又ハ注文ヲ為シタル者第一条ニ記載シタル犯罪ノ目的ニアラサルコトヲ証明スルコト能ハサル時ハ六月以上五年以下ノ懲役ニ処ス | 第六条 爆発物を製造し、輸入し、所持し、又は注文した者が、第一条の目的で行ったのではないことを証明できなかったときは、六月以上五年以下の懲役に処する。 |
| 第七条 爆発物ヲ発見シタル者ハ直ニ警察官吏ニ告知ス可シ違フ者ハ百円以下ノ罰金ニ処ス | 第七条 爆発物を発見した者は、ただちに警察官に告知しなければならない。この規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。 |
| 第八条 第一条乃至第五条ノ犯罪アルコトヲ認知シタル時ハ直ニ警察官吏若クハ危害ヲ被ムラントスル人ニ告知ス可シ違フ者ハ五年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス | 第八条 第一条から第五条までの罪が犯されたことを認知したときは、ただちに警察官若しくは危害を被る可能性がある人に告知しなければならない。この規定に違反した者は、五年以下の懲役又は禁錮に処する。 |
| 第九条 第一条乃至第五条ノ犯罪者ヲ藏匿シ若クハ隠避セシメ又ハ其罪証ヲ湮滅シタル者ハ十年以下ノ懲役又ハ禁錮ニ処ス | 第九条 第一条から第五条の罪を犯した者を藏匿し、若しくは隠避させ、又はその罪証を湮滅した者は、十年以下の懲役又は禁錮に処する。 |
| 第十条 第一条乃至第六条ノ罪ハ刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二ノ例ニ従フ | 第十条 第一条から第六条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第四条の二の例に従う。 |
| 第十一條 第一条ニ記載シタル犯罪ノ予備陰謀ヲ為シタル者ト雖モ未タ其事ヲ行ハサル前ニ於テ官ニ自首シ因テ危害ヲ為スニ至ラサル時ハ其刑ヲ免除ス第五条ニ記載シタル犯罪者モ亦同シ | 第十一條 第一条の罪の予備又は陰謀をした者であっても、その事を行う前に自首し、よって危害を加えるに至らなかつたときは、その刑を免除する。第五条の犯を犯した者も、同様とする。 |
| 第十二条 本則ニ記載シタル犯罪刑法ニ照シ仍ホ重キ者ハ重キニ従テ処断ス | 第十二条 この布告の罪が刑法の罪名に触れるときは、比較して、重い刑により処断する。 |